

スリランカの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という²。英語名は「Democratic Socialist Republic of Sri Lanka」）³は、インドの南東端の沖合に位置する島嶼国である。熱帯気候に属し、国土の面積は約 6.6 万平方キロメートルで、日本の北海道の約 0.8 倍、九州の約 1.8 倍の広さである。首都はスリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ（旧首都コロンボから南東に約 10 キロメートルに位置する。コロンボの過密化により、1985 年に遷都した。通称は「コッテ」）、通貨はスリランカ・ルピー（LKR）である。公用語はシンハラ語及びタミル語であるが、この 2 つの言語の連結語として英語も用いられている。人口は約 2,180 万人である。民族構成としては、シンハラ人が約 82%、タミル人が約 9%、ムーア人が約 8% である⁴。宗教については、仏教が約 70%、ヒンドゥー教が 15%、キリスト教が約 8%、イスラム教が約 7% を占める。1972 年に「スリランカ共和国」として独立し、1978 年には国名を「スリランカ民主社会主義共和国」に変更した⁵。

1505 年に、ポルトガル人がヨーロッパ人として初めてセイロン島に到達した。その後はオランダにより植民地化され、1802 年には英国の植民地となった。英国植民地時代、多数派のシンハラ人（仏教徒）は英国の支配に抵抗を続けたが、英国の支配に従順だった少数派のタミル人（ヒンドゥー教徒）は、英国政府に重用されていた。1948 年、英連邦の自治領セイロンとして独立したが、1956 年に、シンハラ語のみを公用語としたこと等が、シンハラ人とタミル人との民族対立の引き金となった。1983 年、タミル人過激派が政府軍を襲撃

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「スリランカ」という国名は、シンハラ語で、「聖なる光輝く島」を意味する。

³ 国名に「社会主義」という語が含まれているが、文言上のものにすぎない。スリランカは、自由主義に基づいており、私的所有権、私企業及び市場経済を保護している（L.フェルナンド著・浅野宜之訳「スリランカの憲法問題」（『ノモス 第 19 巻』（関西大学法学研究所、2006 年）所収）82～83 頁）。

<https://www.kansai-u.ac.jp/ILS/publication/asset/nomos/19/nomos19-03.pdf>

⁴ 多数派のシンハラ人と少数派のタミル人との間の民族対立は、26 年間に及ぶ内戦に繋がっており、憲法改正等にも大きな影響を及ぼしてきた。

⁵ 本稿におけるスリランカの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』（二宮書店、2024 年）199～200 頁、②外務省ウェブページ「スリランカ民主社会主義共和国 基礎データ」

（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/data.html>）等を参照した。

したことから抗争が拡大し、「タミル・イーラム解放のトラ」(Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE)と政府軍との内戦が勃発した。以後、タミル人の自治拡大を認める和平協定が締結される等の努力が行われたが、四半世紀以上にわたり、たびたび武力衝突が発生してきた。しかし、2009年にはLTTEが敗北宣言をし、内戦は事実上終結した⁶。

スリランカの主な輸出品は、衣料品と紅茶であり、コロナ禍の前には、高い経済成長率を維持していた。しかし、近時、スリランカでは、コロナ禍での観光業の低迷、化学肥料の輸入禁止による農産物生産量の減少、対外債務の増大と外貨不足による輸入価格の上昇、ラジャパクサ政権の崩壊と政情不安等の問題が発生している。2022年にスリランカ政府は、対外債務の一部の返済を停止すると発表した⁷が、2023年にはIMFが、スリランカの支援プログラムを承認した。

スリランカは、1505年から1658年まではポルトガル、1658年から1796年まではオランダ、1796年から1948年までは英国により、支配されてきた。1505年以前は、国内各地域の民族コミュニティにおいて慣習法が適用されていた。ポルトガル法は、スリランカの法制度に大きな影響を及ぼすことはなかった。他方、オランダは、3つの地域に裁判所を設置したほか、国内各地域の民族コミュニティの慣習法を成文化する努力を行った。英国は、既存の法律を施行し続けるとともに、スリランカ全土に統一的な行政及び司法制度を採用した⁷。これらの結果、スリランカの法制度は、ローマ・オランダ法⁸、英国法⁹、及び地域・宗教・民族に応じた固有法(成文法と不文法がある)が融和しつつ多元的に並存する混合法体系となっている。しかし、とくにビジネス関連法に関しては、長年にわたる英国による植民地支配の影響により、英国法の影響が強い¹⁰。

II 憲法

1 総説

スリランカの独立後、スリランカの最初の憲法が制定された。その後、1972年(第一次共和国憲法)及び1978年(第二次共和国憲法)に新しい憲法が制定された。そして、1978年憲法が約20回の改正を受け、現行憲法となっている。2022年10月31日までの改正を

⁶ 内戦の間、スリランカ政府及びLTTEによる民間人に対する多くの残虐行為があったが、現在でも「不処罰」の状態が続いていることが指摘されている。

⁷ https://www.nyulawglobal.org/globalex/Sri_Lanka1.html

⁸ 「ローマ・オランダ法」は、中世ローマ法とゲルマン慣習法を基礎として、16世紀から18世紀にかけてオランダで発展した法であったが、オランダでは、その後、フランス法の影響を受けた民法典が制定されたため、現在のオランダでは、ローマ・オランダ法は施行されていない(伊藤弘子著「スリランカにおける親権・監護権に関する法令及び関連条文の概要」1頁)。

⁹ 本稿において「英国法」とは、イングランド法及びウェールズ法をいう。

¹⁰ 「Legal Aspects of Doing Business in Asia, Second Edition」(JURIS)の「Sri Lanka」2～3頁。

反映させたスリランカ憲法の主な体系は、表 1 のとおりである¹¹。

表 1：スリランカ憲法の主な体系（附則を除く）¹²

前文		
第 1 章 人民、国家及び主権		第 1 条～第 8 条
第 2 章 仏教		第 9 条
第 3 章 基本的権利		第 10 条～第 17 条
第 4 章 言語		第 18 条～第 25A 条
第 5 章 市民権		第 26 条
第 6 章 国家政策の指導原則及び基本的義務		第 27 条～第 29 条
第 7 章 行政	共和国大統領	第 30 条～第 41 条
第 7A 章	憲法評議会	第 41A 条～第 41J 条
第 8 章 行政	内閣	第 42 条～第 53 条
第 9 章 行政	公務	第 54 条～第 61F 条
第 10 章 立法	議会	第 62 条～第 69 条
第 11 章 立法	手続及び権限	第 70 条～第 81 条
第 12 章 立法	憲法改正	第 82 条～第 84 条
第 13 章 レファレンダム		第 85 条～第 87 条
第 14 章 選挙権及び選挙		第 88 条～第 102 条
第 14A 章 選挙委員会		第 103 条～第 104J 条
第 15 章 司法		第 105 条～第 106 条
	司法の独立	第 107 条～第 111C 条
第 15A 章 司法サービス委員会		第 111D 条～第 111M 条
第 16 章 上級裁判所	最高裁判所	第 118 条～第 136 条
	控訴院	第 137 条～第 147 条
第 17 章 財政		第 148 条～第 154 条
第 17A 章		第 154A 条～第 154T 条
第 18 章 公共の安全		第 155 条
第 18A 章 国家警察委員会		第 155A 条～第 155N 条
第 19 章 議会行政コミッション		第 156 条

¹¹ スリランカ憲法の英語版については、下記リンク先を参照。

<https://www.parliament.lk/files/pdf/constitution.pdf>

¹² 本稿におけるスリランカ憲法の日本語訳は、主に、浅野宜之訳「スリランカ民主社会主義共和国憲法」（鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021 年）所収）990～1029 頁を参照した。

一		
第 19A 章 賄賂・汚職調査委員会		第 156A 条
第 19B 章 国家調達委員会		第 156B 条～第 156H 条
第 20 章 通則		第 157 条～第 159 条
第 21 章 経過規定		第 160 条～第 169A 条
第 22 章 解釈		第 170 条
第 23 章 廃止		第 171 条
第 24 章 憲法の公布		第 172 条

2 統治機構

(1) 行政

スリランカの行政府の長は、大統領である。大統領は、スリランカの国家元首であり、国軍の総司令官でもある。1972 年憲法の下では、大統領の権限は、形式的・儀礼的なものにすぎなかったが、1978 年憲法により、議院内閣制から執行大統領制（半大統領制）に移行したことに伴い、大統領の権限は大幅に強化された。

大統領は、人民の直接選挙により選出される。任期は 5 年である。再選は可能であるが、連続か否かを問わず、二期を超えて職務を継続することはできない。

政府の指揮統制を担当する機関として、内閣が置かれる。内閣は、大統領、首相及び閣僚から構成される。内閣の長は、大統領である。大統領は、国会議員の中から、議会の信任を得る可能性が最も高いと思われる者を、首相に任命する。しかし、大統領は、首相を解任する権限を有しない。閣僚は、国会議員の中から、必要に応じて首相との協議に基づき、大統領により任命される。内閣は、議会に対し、連帯して責任を負う。

(2) 立法

スリランカは一院制を採用しており、議会に立法権が与えられている。法案は、(レファレンダムによる場合を除き、) 議会で可決され、議長による認証を得ることにより、法律として成立する。全ての法律及び下位法令は、シンハラ語及びタミル語により、英訳と共に、制定・公布されるものとされている。

議会は、225 議席の議員により構成される。そのうち、196 議席は複数人選挙区で選出され、29 議席は比例代表により選出される。議員の任期は、議会が解散されない限り、6 年である。

(3) 司法

スリランカは、司法権については、最高裁判所を頂点とする司法裁判所制度を有している。司法裁判所としては、最高裁判所、控訴院、高等法院及びその他の下級裁判所がある。

最高裁判所は、旧首都コロomboに所在する。最高裁判所は、下級裁判所の判決に対する上訴審の管轄権を有するほか、憲法上の事項に関する管轄権、基本的権利の保護に関する管轄権等を有している。最高裁判所は、長官及び6名以上16名以下の裁判官により構成される。最高裁判所長官及び最高裁判所裁判官は、大統領が任命する。最高裁判所裁判官の定年は65歳である。

控訴院は、旧首都コロomboに所在する。控訴院は、民事事件及び刑事事件の第一審判決に対する上訴審を管轄するほか、事案によっては、第一審を管轄する。控訴院は、控訴院長及び6名以上19名以下の裁判官により構成される。控訴院長及び控訴院裁判官は、大統領が任命する。控訴院裁判官の定年は63歳である。

高等法院としては、民事高等法院（民事事件の控訴審を管轄する）、刑事高等法院（刑事事件の第一審及び控訴審を管轄する）、商事高等法院（500万スリランカ・ルピーを超える商取引、会社法、知的財産法に係る事件を管轄する）、常設法曹高等法院（大規模な金融犯罪、贈収賄に係る事件を管轄する）がある¹³。

3 人権

人権に関しては、主に、「第3章 基本的権利」において、規定が置かれている¹⁴。スリランカ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①仏教に特別な地位が認められている。即ち、「全ての宗教に権利を保障しつつ」という留保はあるが、「仏教を第一の地位に置かねばならず、これを保護し、育成しなければならない」と規定されている（9条）。

②民族、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見又は出生地による差別は禁止されているが、適当な期間中、いずれかの言語の十分な知識が、公務員等の雇用にあたり要求されることがあることが規定されている（12条2項）。

③女性、児童又は障害者の地位向上を目的とするアファーマティブ・アクションが認められることが規定されている（12条4項）。

④情報にアクセスする権利が明文規定により保障されている（14A条）。

⑤無罪推定の原則、及び遡及処罰禁止の原則は、「国の安全保障のために法に定める限りにおいて制限される」と規定されている（15条1項）。言論・出版の自由、集会の自由、

¹³ 宍戸一樹ほか著「アジア新興国における紛争解決制度及びその最新実務（5） スリランカの司法制度と紛争解決制度」（『JCA ジャーナル Vol.69, No.10』（日本商事仲裁協会、2022年）所収）34頁。

¹⁴ 近時のスリランカの人権侵害状況の悪化に関しては、2021年、バチエレ国連人権高等弁務官の報告書において勧告が行われた。そして、当該勧告は、国連人権理事会決議により採択された。しかし、欧米を中心とする国際社会によるスリランカへの圧力は、かえって、スリランカが西欧諸国に背を向け中国との関係を緊密化させるのではないかという指摘もある（荒井悦代著「コロナ禍と外貨危機に迷走するラージャパクサ政権」527頁）。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/asiadoukou/2022/0/2022_521/article-char/ja/

結社の自由は、「民族的及び宗教的調和」等に関して定められる法律に基づき制限を受けるものと規定されている（15 条 2～4 項）。平等権、恣意的逮捕の禁止、令状主義、表現・集会・結社・職業選択・移動の自由は、「安全保障、治安並びに公衆衛生若しくは公衆道徳又は他社の権利並びに自由の適正な認識及び尊重の保障又は民主的社会の一般的福祉の要請に適合する事項に関して定められる法律に基づき制限を受ける」と規定されている（15 条 7 項）。このように、多くの人権について、「法律の留保」が付されている。

⑥何人も、最高裁判所に、政府又は行政処分による基本的権利の侵害又は急迫した侵害に対する救済を申し立てることができる（17 条、126 条）。

Ⅲ 民法

1 契約法

スリランカには、統一的な民法典は存在しないものの、契約法（Contracts Act）、物品売買法（Sale of Goods Act）、信託条例（Trust Ordinance）等が施行されているほか、コモン・ロー及びエクイティに基づく判例法も重要な役割を担っている。

詐欺防止条例（Prevention of Frauds Ordinance）によると、スリランカにおける土地その他の不動産の売買、譲渡、担保設定等の契約が法的に有効とされるためには、資格のある公証人及び 2 名以上の証人の面前で書面を締結して署名し、公証人及び証人が証明することを要する¹⁵。

2 財産法

スリランカの不動産に関しては、土地取得法（Land Acquisition Act）、土地開発法（Land Development Act）、土地譲渡法（Land Transfer Act）等の法律や判例法が存在する。

土地法の分野については、制定法及び判例法のほかに、地域・宗教・民族に応じた固有法が適用されることがある。例えば、「テサワラメイ法」（Thesawalamai law）は、北部に住むタミル人の慣習法に由来する法であり、1706 年に法典化された¹⁶。

スリランカでは、①株式の 50%以上を外国人又は外国企業に保有されているスリランカ企業、②スリランカ以外の法律に基づいて設立された外国企業、③外国人によるスリランカの土地の購入は、一定の例外事由に該当しない限り、禁止されている。但し、99 年以内のリースや、4 階以上に位置するコンドミニウムの購入は、認められる¹⁷。

¹⁵ 「Legal Aspects of Doing Business in Asia, Second Edition」（JURIS）の「Sri Lanka」22 頁。

¹⁶ https://www.e-thaksalawa.moe.gov.lk/moodle/pluginfile.php/30720/mod_resource/content/1/Chapter_01.pdf

¹⁷ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/srilanka/page5.html

土地の調査、土地所有権の登録、土地所有者の変更、土地管理のデータベースの設置等については、土地省（Ministry of Lands）が行っている。

3 家族法

家族法の分野については、制定法及び判例法のほかに、地域・宗教・民族に応じた固有法が適用されることがある。例えば、「キャンディ法」（Kandyan law）は、英国統治時代のスリランカ中部にあったキャンディ王国において施行されていた法であり、現在ではキャンディ地域におけるシンハラ人のみが、婚姻・離婚・相続等について適用を受けることを選択できる¹⁸。また、ムスリムに対してはイスラム法が、属人的に適用される。

IV 会社法

スリランカに投資する外国企業の多くは、駐在員事務所又は支店を開設するか、現地法人を設立することになる。駐在員事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するスリランカ法人である。

スリランカの現行会社法は、2007 年会社法である。同法は、英国の会社法の影響を強く受けている。同法の下では、「有限責任株式会社」（Limited Company）、「保証有限責任会社」（Company Limited by Guarantee）、「無限責任会社」（Unlimited Company）等の会社が認められる。一般的に、外国企業がスリランカに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」の形態が利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定される。有限責任株式会社にも、「公開会社」（Public Company）と「非公開会社」（Private Company）の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。株主については、非公開会社の場合、50 名以下であればよいが、公開会社の場合、7 名以上が必要である。取締役については、非公開会社の場合、1 名以上であればよいが、公開会社の場合、2 名以上が必要である。取締役は、自然人である必要があるが、スリランカ国籍であるか否か、スリランカ居住者であるか否かを問わない。また、公開会社と非公開会社のいずれの場合も、「会社秘書役」（Company Secretary）の選任が必要である。これは、取締役会及び株主総会の手続や文書の管理及び法令遵守等の役割を担う者である。

V 民事訴訟法

¹⁸ https://www.e-thaksalawa.moe.gov.lk/moodle/pluginfile.php/30720/mod_resource/content/1/Chapter_01.pdf

1 訴訟

スリランカの現行の民事訴訟法は、1889年に制定されたものであり、インドの1877年民事訴訟法、ニューヨーク州の1880年民事訴訟法、英国の1883年・1885年裁判所規則等に由来する¹⁹。

民事訴訟の手続は、民事訴訟法の関連規定に基づき、①提訴、②召喚状の準備・送付、③訴答手続、④公判前手続、⑤公判、⑥判決、⑦執行という流れになる。訴訟においては、シンハラ語及びタミル語が法廷言語とされている。

スリランカにおいては、外国裁判所の判決の執行は、相互主義が満たされる国に限定される。スリランカと日本との間では相互の保証についての合意は存しないため、日本の裁判所で勝訴判決を得ても、スリランカでの執行は認められない可能性が高い。そこで、日本企業がスリランカ企業と締結する契約においては、紛争解決は仲裁によると規定することが多い。スリランカが「判決相互執行条例」(Reciprocal Enforcement of Judgments Ordinance)により外国裁判所の判決の執行を認めている国・地域としては、英国、北アイルランド、香港、モーリシャス、ニューサウスウェールズ、海峡植民地（マレー半島における英国の直轄植民地）、タンガニーカ、ウガンダ、ビクトリア、マラヤ連邦、オーストラリア首都特別地域、オーストラリア北部特別地域、ニュージーランド（クック諸島及びニクエ諸島を含む）、西サモア信託統治領、クイーンズランド、西オーストラリア、南オーストラリア、タスマニアがある²⁰。

2 仲裁

スリランカの裁判所における訴訟は、事案によっては長期間を要する可能性があること、外国企業にとって公平な判断が受けられるかが不安であること等の理由により、仲裁や調停等の代替的紛争解決手段（ADR）の利用も検討に値する。実際、日本企業とスリランカ企業との契約においては、仲裁条項が規定されることが多い。

スリランカは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、外国の仲裁機関（例えば、シンガポール国際仲裁センター（SIAC））による仲裁判断をスリランカ国内で執行することが認められる。

スリランカの1995年仲裁法は、スウェーデンの1994年仲裁法草案を参考にしたものであり、UNCITRALモデル法の影響を受けて制定されたものである。そのため、1995年仲裁法の規定の多くは、UNCITRALモデル法と同一となっているが、いくつかの相違点もある²¹。

¹⁹ https://www.nyulawglobal.org/globalex/Sri_Lanka1.html

²⁰

https://www.neelakandan.lk/Compendium%20of%20Law/Legal_Systems_in_Sri%20Lanka.php

²¹ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/international-arbitration->

スリランカで国際仲裁に最も利用されている仲裁機関は、スリランカ仲裁センター（Sri Lanka National Arbitration Centre, SLNAC）²²と ICLP 仲裁センター（ICLP Arbitration Centre）²³である。両センターは、アドホック仲裁と独自の規則に基づく仲裁を行っており、審理室、通訳・謄写サービス、秘書サービス等を提供している。さらに、最近、CCC-ICLP 国際 ADR センター（CCC-ICLP International ADR Centre, IADRC）²⁴が業務を開始した。IADRC は、国際的な訓練を受けた調停人のパネルを通じて、仲裁だけでなく調停サービスも提供している。仲裁と調停に関する独自の規則があり、傍聴席の設備や支援サービスも提供している²⁵。

VI 刑事法

スリランカの 1883 年刑法は、ほぼ完全に英国法に基づいている。スリランカの現行の刑事訴訟法は、1979 年刑事訴訟法である。

スリランカの刑事事件の第一審を管轄するのは、治安判事裁判所及び高等法院である。ほとんどの刑事事件は、警察官又は公務員が治安判事に書面又は口頭で申し立てて第一審手続が開始される。治安判事裁判所は、スリランカの全ての司法管轄区に設置される。治安判事裁判所は、1,500 スリランカ・ルピー以下の罰金刑、2 年以下の拘禁刑及び／又は鞭打ち刑を科す権限を有する²⁶。

スリランカの刑事訴訟に関しては、迅速化が課題とされている。2017 年に公表された報告書によると、正式起訴から判決までに平均で約 5.5 年を要していると指摘されている。刑事訴訟の迅速化に向けた方策として、従来、裁判の連日開廷の実施が重視されてきた。そして、刑事訴訟法の 2022 年改正により、「Pre-Trial Conference」が導入された。これは、公判開始前に、裁判官が主宰して、当事者との間で、証人や各種証拠の利用可能性等を整理するための手続である。この制度の導入により、連日開廷を実現するための前提条件を整備し、もって、連日開廷の実施により、刑事訴訟を迅速化することが目指されている²⁷。

スリランカでは、以前から、汚職問題が大きな問題と認識されている。2023 年の Transparency International の発表によると、スリランカの腐敗指数は 180 か国中、115 位

[2023/sri-lanka](https://www.slnarbcentre.com/)

²² <https://www.slnarbcentre.com/>

²³ <http://www.iclp.lk/>

²⁴ <https://www.iadrc.lk/>

²⁵ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/international-arbitration-2023/sri-lanka>

²⁶ https://www.nyulawglobal.org/globalex/Sri_Lanka1.html

²⁷ 茅根航一著「スリランカ刑事訴訟法の改正経過 ―刑事訴訟の迅速化の観点を中心に―」（『ICD NEWS 第 97 号』（法務省法務総合研究所国際協力部、2023 年）所収）82～104 頁。

<https://www.moj.go.jp/content/001409089.pdf>

とされている²⁸。とくに、司法、公共調達、税関部門での汚職が問題とされている。汚職は、刑法、マネーロンダリング防止法等の下で犯罪とされているが、法律には不備がある。外国公務員に対する贈収賄は同法の対象外であり、民間部門における贈収賄も対象外である。資産負債申告法では、公務員は毎年資産を申告しなければならないと規定されているが、実際にはほとんど実施されていない。内部告発者の保護も法律で定められていない²⁹。依然として、スリランカにおける汚職行為は解決したとはいえず、大きな問題として残されたままである。

Ⅶ おわりに

以上、スリランカの法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるスリランカの法制度の概要を知ることが、日本企業にとって極めて重要である。近時、スリランカは経済危機に陥ったが、国際通貨基金（IMF）から約 29 億ドルの融資を受けることで既に合意しており、また、中国・日本・インド等の主要債権国との間で債務再編に向けた協議が進められている。観光や紅茶等の魅力的な資源だけでなく、豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするスリランカは、将来的には、大きな発展を遂げる潜在力がある国であるといえる。これらのことから考えると、スリランカの法制度の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.3』（国際商事法研究所、2024 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 4 回 スリランカ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁸ <https://www.transparency.org/en/countries/sri-lanka>

²⁹ <https://proeliumlaw.com/sri-lanka-legal-profile/>